

大阪府社会福祉協議会地域福祉活動計画

～福祉と共生のまちづくりをめざして～

(平成 27 年度～平成 31 年度 5 か年計画)

中間見直し



社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会

目次

第1章	本計画の策定と中間見直しにあたって	1
第2章	理念と重点方針	4
第3章	活動指針（各重点方針に対する）	6
第4章	計画の推進体制	21
付章	中間見直しの経過と内容	23
詳細資料①	府社協の計画の変遷と主なテーマ	28
詳細資料②	これまでの大阪の地域福祉の状況	29
詳細資料③	地域福祉を取り巻く現状と課題	30

第1章 本計画の策定と中間見直しにあたって

(1) 策定の目的、意義 *図1参照

(目的)

大阪府社会福祉協議会（以下、府社協）は、府社協が掲げる理念の実現をめざし、組織的・計画的な府社協の事業推進を図るために「大阪府社会福祉協議会地域福祉活動計画（以下、本計画）」を平成27年3月に策定した。

(期間)

計画の期間は平成27年度から平成31年度までの5か年計画で、3年目となる平成29年度に中間見直しを行う。

(計画策定の経過と意義)

平成14年度に発足した「府社協人権問題検討会」における計画策定に端を発し、平成19年度から平成26年度の間には2か年もしくは3か年の「福祉と共生のまちづくり推進計画」を切れ目なく策定し、地域貢献委員会の設置促進や社会貢献事業等の推進につなげた。

本計画の策定にあたっては、前身となる「福祉と共生のまちづくり推進計画2012」の理念を継承しつつ、「大阪らしい地域福祉」の実現をめざした5か年の活動計画として、計画的・総合的に事業展開を図ることとした。

●「福祉と共生のまちづくり推進計画2012」 ※詳細資料①参照

平成24年度の「福祉と共生のまちづくり推進計画2012」は、共生社会実現に向け、府社協の地域福祉推進ビジョンとして策定したものである。同計画では、あらゆる福祉の取り組みに人権の視点や住民主体の視点を取り入れ、制度の狭間を埋め社会的排除のない共生社会の実現をめざすという理念のもと取り組んできた。府社協は、この理念を引き続き踏襲しながら、その実現に向けてこれまで以上に迅速かつ柔軟に取り組みを推進していかなければならない。

●大阪らしい地域福祉 ※詳細資料②参照

大阪には、民間社会事業家による社会事業の実践や民生委員制度の起源となる方面委員制度の創設など、明治、大正期から数多くの事業家、実践者を輩出し、日本の社会福祉をけん引してきた歴史がある。

また、貧困の指標となる生活保護率をはじめ、児童虐待件数などが全国でもワーストワンの厳しい状況の中、府社協では複雑・困難な事例に向き合いながら課題を浮き彫りにし、小地域ネットワーク活動やコミュニティソーシャルワーカーの養成など全国をリードする事業展開を図ってきた。後にその取り組みは全国に波及し、制度化にもつながっている。

さらに、市町村社会福祉協議会、民生委員・児童委員、社会福祉法人（福祉施設）や福祉団体など、地域福祉に関わる多様なメンバーが参画し、施設種別を超えたオール大阪の社会福祉法人による社会貢献事業（大阪しあわせネットワーク）や市町村社協と施設の協働した取り組みである「地域貢献委員会（施設連絡会）」などが進められてきた。

このような協働力や先駆性を生かした取り組みこそがまさに「大阪らしい地域福祉」

であり、こうした実績を継承し、大阪府をはじめとする関係するあらゆる機関、団体と一体となって、今ある様々な地域福祉課題の解決に向けて積極的に取り組んでいくことが求められている。

このため、府レベルの広域社協として、府民並びに関係機関から真に「頼られる」存在となり、現場の要請に基づいた「持続可能な」事業展開を図ることをめざして、「大阪府社会福祉協議会地域福祉活動計画（平成 27 年度～31 年度）」を策定した。

（計画の位置付け）

- 本計画は、府社協における平成 27 年度を初年度とした 5 カ年計画であり、府社協の理念、目標を表明するとともに、事業実施の根拠、事業推進の行程表として機能するものである。
- 平成 27 年 3 月には大阪府においても第 3 次の地域福祉支援計画が策定された。地域福祉の推進にあたっては、福祉行政施策とも足並みをそろえ官民一体となった取り組みが重要であり、府社協と大阪府は車の両輪となって地域福祉の実践にあたっていかなければならない。本計画の策定にあたっては、大阪府第 3 次地域福祉支援計画との整合性が必要であることから、計画の始期、期間についても同一とした。
- また、各市町村社協においても地域福祉活動計画が策定されており、本計画は各市町村社協における活動計画の推進とも大きく関連するものであることから、本計画の実施にあたっては市町村社協をはじめ、民生委員児童委員協議会、社会福祉法人（福祉施設）、民間企業等、多種多様な関係機関との連携のもと推進していくものである。

（2）計画策定後の情勢の変化 —中間見直しの背景 ※詳細資料③参照

わが国の人口は、これまでにない人口減少・少子高齢社会に突入しており、医療・介護の需要が急増することによる「2025 年問題」への対応が急務となっている。このような中、福祉サービスに関わる人材の確保と養成が喫緊の課題となっており、今般の改正社会福祉法では、福祉人材センターの機能強化をはじめ、福祉人材の確保を促進するための様々な措置が盛り込まれた。

一方、地域や家族による要援護者を支える力が弱まっている中、ワーキングプアや生活困窮者問題の深刻化、子どもの貧困といった課題も顕在化している。

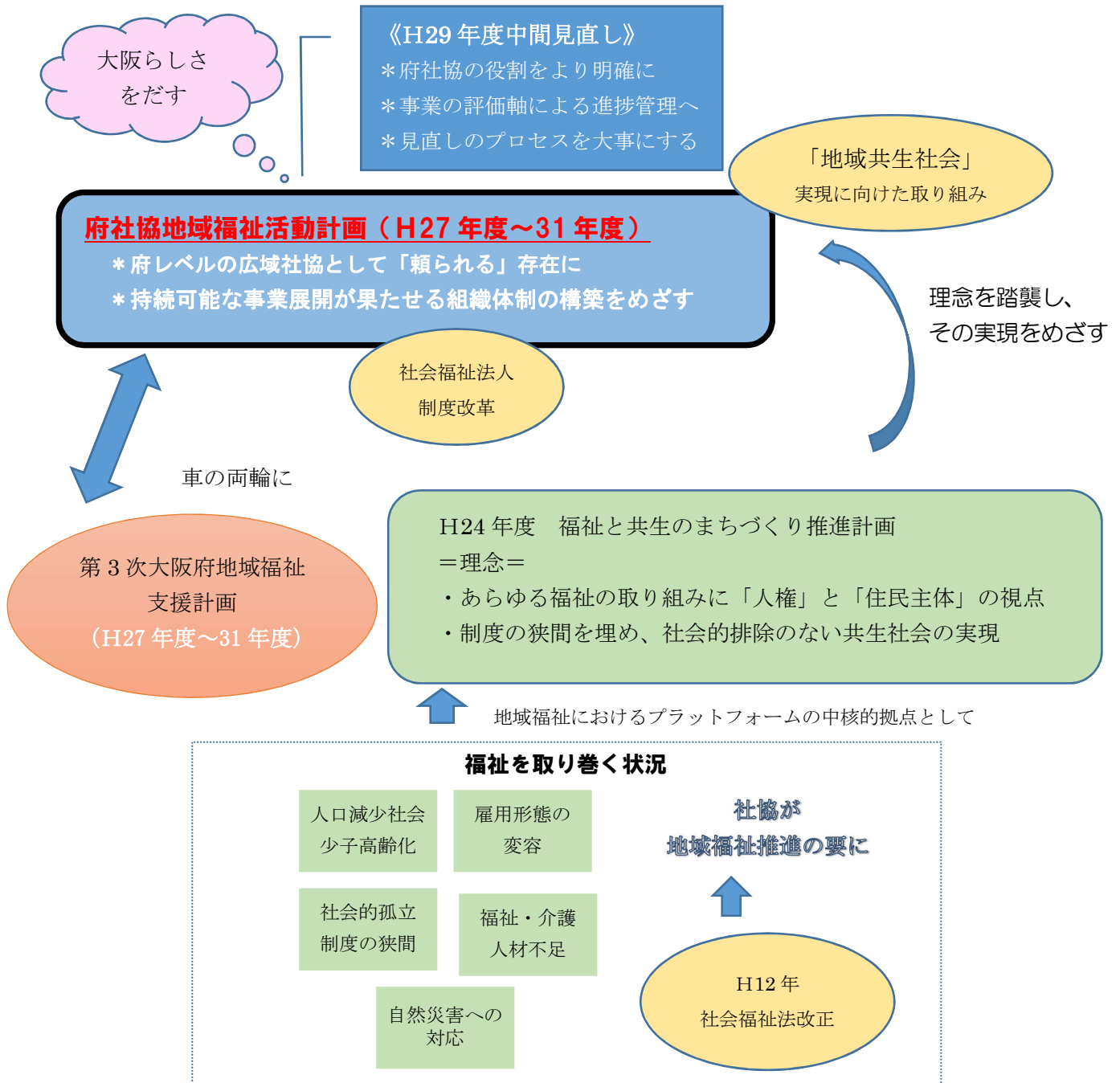
国では、これまで「制度の狭間」に置かれてきた生活困窮者に対する支援の強化をめざして、生活困窮者自立支援法が平成 27 年度に施行され、平成 30 年度の制度改革に向けて見直し作業がすすめられているところである。

また、相次ぐ自然災害により、社協では災害ボランティアセンターの設置・運営における人材養成、平時からの多様な主体とのつながり・協働がますます求められている。

さらには、計画策定以降、社会福祉法人制度改革をはじめ、「地域共生社会」の実現に向けた取り組みや地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部改正に向けた動きなど、地域福祉を取り巻く環境が刻々と変化している。

府社協では、このような情勢変化やこれまでの取り組みをふまえて、計画期間の中間年度である平成 29 年度に計画の見直しを行った。

●計画策定の意義・位置づけと中間見直しの背景●



「2025年問題」

…いわゆる団塊の世代が75歳以上（後期高齢者）となり、日本は超高齢社会を迎える。介護ニーズの増大等が見込まれ、介護人材の確保や社会保障全体のあり方をいかに整備していくかが大きな課題となっている。

第2章 理念と重点方針～府社協がめざすもの～

(1) 府社協の理念

□「大阪らしい地域福祉」のあり方をふまえ、府社協の理念を次のようにまとめる。

住民主体のもと関係機関と連携しながら、府域における地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる共生社会を構築します。

この理念の実現に向けて・・・「出かける」「つなぐ」「創る」社協へ

■都道府県社協である府社協は、広域的かつ専門的な役割を担っており、国や府等の動向をいち早く集約し情報発信するとともに、地域で生じる様々な生活課題を集約し政策提言につなげていかなければならない。

■そのためには、積極的に現場にでかけ、地域の実情を把握し、市町村社協や民生委員・児童委員、社会福祉法人（福祉施設）等との連携・協働を深める「出かける」社協でなければならない。また、地域で様々な福祉に携わる人や機関をつなぐとともに、国や大阪府と地域福祉の現場をつなぐ、行政と民間をつなぐなど、広域的なネットワークを生かした「つなぐ」役割を担っていく必要がある。

さらには、子どもや学生、社会人、子育て世代、中高年層など、あらゆる人に福祉の仕事やボランティア活動の魅力、面白さを発信し、「人づくり」「福祉文化づくり」を進める「創る」社協をめざしていくことが、府社協のめざすべき姿であるとする。

■以上をふまえ、行政機関をはじめあらゆる関係機関・団体と共に住民自らの主体的な参加を促しながら、次のような重点方針のもとに進めていく。

(2) 府社協の重点方針

I 多様な福祉課題に対する相談支援体制の構築と権利擁護の推進

・社会的排除や孤立など地域における新たな福祉課題に対し、相談から自立支援まで総合的に対応できる相談支援体制の構築をめざすとともに、全ての人々の権利が守られ地域で安心して暮らし続けることのできる地域社会の構築をめざします。

II 地域におけるネットワークの強化、広域的なネットワークづくり

・地域の構成要員である様々な機関や団体、住民との連携をはかり、協働しながら地域福祉を推進するとともに、関係機関、団体、企業等とのネットワークを強化し、複雑多様な地域課題により効果的に対応できる体制の構築をめざします

III 地域での生活を支える福祉基盤の強化

・福祉現場で働く人材の確保と養成や福祉事業者の運営支援を行うなど、地域における福祉サービスの拡充と質の向上に努め、大阪府内全域において、誰もが必要ときに必要な福祉を受けることのできる地域社会の構築をめざします。

(3) 府社協の役割と評価軸 【新】

府社協の理念、重点方針を実現するため、府社協は「土台となる役割」→「コアとなる役割」→「府域全国に広げる役割」を担う必要があり、そのため相談・支援から魅力発信に至る6つの機能を果たすことが求められている。

そして、それぞれの機能ごとに進捗状況を明らかにし、また何が原因で停滞しているのかを分析するため、評価軸を設置し、点検することとする。

[府社協の役割]	[評価軸 (指標)]	
	指数の例示	第3章より抜粋
府域・全国に広げる役割		
◎府域での組織化 府域・全国での普遍化	○府域での組織化力 ・府域での参加・取り組み率 ・多様な参加／開かれた参加の仕組み	・地域貢献委員会設置社協数 ・大阪しあわせネットワークの取り組みの拡充 等
◎福祉の魅力発信	○魅力発信力 ・情報公開（わかりやすさ／手法の豊富さ） ・認知度	・就活応援セミナー参加者数 ・広報機能の充実・強化 等
コアとなる役割		
◎人材養成・人づくり	○人材養成力 ・研修の受講者数 ・就職数や定着率 ・ボランティア数 ・民生委員・児童委員の相談件数	・研修活用度 ・市民後見人バンク登録者数 ・（災害支援）運営支援者養成研修受講者数 等
◎企画・提案・先導	○企画・提案力 ・報告書等の年間数 ・府や国への政策提言数 ・新たな課題への対応数 （部会・委員会等でのセミナー等）	・市民後見人養成に参画する市町村数 ・ファンドレイジング担当者の配置 等
土台となる役割		
◎相談・支援	○相談・支援力 ・権利擁護相談数 ・苦情解決相談数 ・制度の狭間の相談数	・生活困窮者自立支援事業におけるプラン作成件数 ・日常生活自立支援事業の利用者数 等
◎調査・分析・蓄積	○調査・分析力 ・実施調査の年間数 ・調査結果の報告の機会数 （会議、セミナー、広報誌への掲載等） ・調査報告書の配布先数	・生活福祉資金事業にかかる市町村社協訪問数 等

第3章 活動指針（各重点方針に対する）

- 上記で掲げた重点方針に沿って、平成27年度から今後5年間において府社協が取り組むべき推進方策と具体的取り組み等について、次のとおり整理する。
- 平成29年度の間見直しでは、数値目標化のなじむ取り組みについては新たに追加し、目標管理の見える化を試みた。
- なお、推進方策ごとに示された具体的取り組みについては、各年度の事業計画の中で具体的な活動内容及び当該年度における目標を設定するものとする。
- 具体的取り組みごとに、府社協の大事な役割と評価軸のキーワードを[※]印で明示する。

<p>【重点方針Ⅰ】 多様な福祉課題に対する相談支援体制の構築と権利擁護の推進</p>
<p>[推進方策]</p> <p>1. 社協らしい総合相談の展開</p> <p>2. 権利擁護の推進</p>

I-1 社協らしい総合相談の展開

《現状と課題》

- 府社協はこれまでも、その時代の福祉課題に対応するべく、生活福祉資金貸付事業や日常生活自立支援事業、社会貢献事業等を実施してきた。
- しかし、現在、少子高齢化の急速な進行や社会経済情勢の変化、地域や家族におけるつながりの希薄化等が相まって、地域社会において新たな貧困や社会的孤立、虐待等といった課題が生じており、既存の制度や取り組みでは対応しきれない状況が広がっている。

【大阪の実情（データ）】

要因	高校中退率 (%) [H24]	ニート (千人) [H24]	引きこもり (千人) [H22 推計]	非正規労働者 (千人) [H24]	生活福祉資金 (件) [H24]	生活保護率 (%) [H26.4]
大阪/全国	2.1/1.6	43/617	50/700	1,476/20,427	4,041/28,504	3.4/1.7

[出典：「社会福祉法人の「さらなる地域貢献」とこれからの生活困窮者自立支援のあり方検討部会」報告書（H26.9）より抜粋]

《平成31年度到達目標》

- 府内の各市町村社協や社会福祉法人（福祉施設）等との連携体制のもと、生活福祉資金貸付事業や日常生活自立支援事業等の事業を一層推進すると共に、地域における新たな福祉課題に対しても総合相談から自立支援までよりきめ細かく対応できる総合相談支援体制を構築する。

《具体的取り組み》

① 生活困窮者自立支援事業の推進 [※相談・支援]

生活困窮者自立支援事業の本格実施において府内郡部における自立相談支援事業を受託し、子ども家庭センター及び各町村等とともに生活困窮者自立促進体制の構築を図る。

また、広域的役割として、大阪府とも共同して、府内における生活困窮者自立支援事業の円滑な推進に向け、府内各市町村における任意事業の実施促進や自立相談支援事業と各市町村社協事業との連携強化を図ると共に、生活福祉資金貸付事業、日常生活自立支援事

業、ホームレス支援事業、オール大阪の社会福祉法人による社会貢献事業等、生活困窮者支援に関わる各種事業との連携体制を整備し、総合相談から就労等自立の支援までを担う重層的な支援体制の構築をめざす。

○生活困窮者自立支援事業におけるプラン作成【新】

プラン作成件数 (1月、10万人あたり)	現在の取り組み状況 (H28年度実績)	H31年度目標
	4.8件	10件
目標達成のための取り組み	各町村関係機関との連携のもと、生活課題を抱えた方が相談につながるよう、支援体制の構築をめざす。	

○生活困窮者自立支援事業対象者の就労支援【新】

就労者数(郡部 生活困窮者自立支援事業対象者)	現在の取り組み状況 (H28年度実績)	H31年度目標
	23人	35人
目標達成のための取り組み	ハローワークや就労訓練機関等との連携のもと、就労支援対象者の就労を支援する。	

○生活困窮者自立支援事業における子どもの学習支援事業【新】

学習支援受講者数 (郡部 通常教室登録者)	現在の取り組み状況 (H28年度実績)	H31年度目標
	68人	100人以上
目標達成のための取り組み	各町村教育委員会や学校等との連携のもと、学習の支援を要する子どもたちの学習支援を行う。	

② ホームレス支援の推進 [※相談・支援]

公園や河川敷等に定着するホームレスは減少したものの、安定した住居を持たない又は住居を失うおそれのある者は未だ数多く存在している。生活困窮者自立支援事業の一環として、巡回相談による見守りの継続や自立への働きかけを行うと共に、ビジネスホテル等の借上げによる一時生活支援事業の実施や野宿状態から脱却した後の支援の継続など、社会的排除を行わない地域社会の構築をめざす。

○定着型ホームレスの人数【新】

定着型ホームレス数 (大阪府北部エリア)	現在の取り組み状況 (H28年度末実績)	H31年度目標
	37人	25人
目標達成のための取り組み	巡回相談による見守りを継続しつつ、福祉事務所等とも連携することにより、ホームレスの野宿からの脱却をめざす。	

③ 生活福祉資金貸付事業の推進 [※相談・支援、調査・分析・蓄積]

生活福祉資金貸付事業は、府民生活を経済的側面から支える重要なセーフティネットの一つとして期待されており、平成 27 年度施行の生活困窮者自立相談支援事業との円滑な連携のもと継続的相談支援を行う体制を構築し、相談者の自立につなげていく。

また、平成 21 年 10 月の総合支援資金の創設等、制度改正により増大した債権の適正な管理や償還指導、不良債権の計画的かつ適正な整理等を行う。

なお、平成 29 年度より市区町村社協訪問を実施し、日頃の対応状況や生活困窮者自立支援機関との連携状況等に関する聞き取りを行うことにより生活福祉資金貸付事業のより円滑な推進をめざす。

○生活福祉資金貸付事業の実施【新】

生活福祉資金償還率(償還期限内 当年度分 生活復興支援資金は 含まない)	現在の取り組み状況	H31 年度目標
	75.95% (H28 年度実績)	78%
目標達成のための取り組み	督促状等の発送内容、時期等を改善し償還率向上につなげる。	

○生活福祉資金事業にかかる市区町村社協訪問の実施【新】

H29 年度～31 年度の 3 年間で 66 社協を訪問	現在の取り組み状況	H31 年度目標
	20 社協を訪問 (H29 年度予定数)	66 社協を訪問 (H29 年度～31 年度の合計数)
目標達成のための取り組み	毎年度 20 社協以上への訪問を計画的に実施し、3 年間で全市区町村社協を訪問する。	

④ オール大阪の社会福祉法人による社会貢献事業の拡充

[※府域・全国での普遍化、相談・支援]

現在、社会福祉法人は、社会福祉事業の運営のみならず、社会福祉法人が有する施設機能、専門性、ノウハウを生かすことにより地域における様々な課題に積極的に取り組みんでいくことが求められている。今、改めて社会福祉法人の使命として、府内全ての社会福祉法人、社会福祉施設が「オール大阪の社会福祉法人による社会貢献事業」に取り組み、生活困窮者レスキュー事業やそれぞれの社会福祉法人(福祉施設)の強みを活かした地域貢献事業を推進することにより、地域におけるセーフティネットの強化を図る。

なお、平成 29 年度には、「大阪しあわせネットワーク支援システム」を活用し、会員法人(施設)が取り組む地域貢献事業をインターネット上のシステムに登録して「見える化」を図る予定。

◎平成 28 年度実績【新】

総合生活相談件数 3,852 件 (新規 2,577 件、継続 1,275 件)
 経済的援助件数 670 世帯 4,540 万円 (現物給付)

【社会貢献事業等におけるこれまでの取り組み（実績）】

取り組み	主な実績
生活困窮者への総合生活相談事業等[H16～]	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉法人（福祉施設）のCSW：1900人 ●社会貢献支援員：22人 ●総合生活相談件数 45,200件（H16～28年度） ●経済的援助件数 7,100世帯・5億1,400万円（H16～28年度） ●スマイルサポーター認定者数：1,950人（H19～28年度）

⑤ 日常生活自立支援事業の充実 【※相談・支援、企画・提案・先導】

日常生活自立支援事業の利用者は年々増加しており、平成29年3月末で2,479人となっている。一方、待機者は、平成29年3月末で13機関142人あり、まずは待機者の解消をめざす。大阪府および市町村社協と連携し待機者の現状を把握するとともに、成年後見制度の利用が必要な場合にスムーズに移行させるなど待機者解消のための取り組みを進める。また、成年後見制度の利用を早期に検討していくことも必要となる。

さらに、事業安定化のため、大阪後見支援センターおよび市町村社協の機能強化が必要であり、安定的な財源確保と市町村の役割分担等について国へ働きかけていくとともに、必要な人が事業を利用でき安心した日常生活を送れるよう取り組む。

○日常生活自立支援事業の利用者【新】

日常生活自立支援事業利用者数	現在の取り組み状況 (H29年3月末)	H31年度目標
	2,479人 (政令市除く)	2,983人 (政令市除く)
目標達成のための取り組み	サービス利用が必要な人へ必要な情報が適切に伝わるよう効果的な広報、周知を行う。	

○日常生活自立支援事業の待機者

日常生活自立支援事業の待機者数	平成25年度末 取り組み状況	現在の取り組み 状況 (H28年度末)	当初 H29年度 目標	見直し後 H29年度目標	H31年度 目標
	221人	142人	待機者ゼロ	100人	待機者 ゼロ
目標達成のための取り組み	地域関係機関との連携・役割分担を効果的に行う為、モデル地域での関係機関連絡会議開催や成年後見制度への移行支援等、市町村社協、大阪府と協力して待機解消に取り組む。				

⑥ 子どもたちの学習機会の保障【新】【※相談・支援】

児童養護施設等に一時保護委託されている子どもたちに対し学習支援員を派遣して学習機会の保障を行う学習支援事業を平成27年8月に大阪府より受託し実施している。

また、児童養護施設等に入所する子どもたちの大学進学を応援するため、遺贈等の寄付

金を活用して、児童養護施設等に入所している概ね 15～18 歳の子どもたちの学習塾等の利用にかかる経費を支援するなど、家庭の環境に左右されることなく子どもたちが学習できる機会の確保に取り組む。

I-2 権利擁護の推進

《現状と課題》

- 府社協では認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等意思能力が十分ではない人たちの権利を擁護するために市民後見人の養成や、障がい者やハンセン病回復者を取りまく福祉課題等の人権に関する研修、啓発活動の実施を行ってきた。
- しかし、増大する認知症高齢者等の地域生活を支える体制はまだ不十分であり、障がい者雇用の問題等障がい者等を取り巻く状況も十分とは言えない。

《平成 31 年度到達目標》

- 地域における全ての人々の権利が護られ、誰もが安心して暮らし続けることのできる地域社会の構築を目指して、成年後見制度の普及促進、府内全域での市民後見人の養成・バンク登録を推進するとともに、人権問題等にかかる研修・啓発事業の充実を図る。

《具体的取り組み》

① 市民後見人養成等成年後見制度の推進

[※府域での普遍化、人材養成・人づくり、相談・支援]

平成 23 年度から市民後見人の養成を開始し、平成 29 年 8 月現在、府内 16 市 4 町において、212 人が市民後見人バンクに登録している。そのうち、46 人が家庭裁判所から選任され後見活動を行っているが、今後は府域全域での事業展開をめざすとともに、市民後見人バンク登録者の受任を促進していく。

また、認知症高齢者の増加や障がい者の地域移行の進展の中、権利擁護相談窓口は一層重要なものとなり、地域福祉スーパーバイズ事業を充実強化する。

○市民後見人養成に参画する市町村数

市民後見人養成に参画する市町村数	H26 年度取り組み状況	現在の取り組み状況 (平成 29 年 8 月)	H29 年度目標	H31 年度目標
		15 市町	20 市町	28 市町村
目標達成のための取り組み	市民後見人養成・活動支援事業の状況を広く府民に周知するため、セミナー、シンポジウムの開催等を未実施市町村も含めて実施するなど、広報・啓発を強化する。			

○市民後見人バンク登録者 等【新】

	現在の取り組み状況 (H29年8月)	H31年度目標
市民後見人バンク登録者数(現登録者数)	210人 (政令市除く)	260人 (政令市除く)
市民後見人受任者数	のべ50人 (政令市除く)	のべ100人 (政令市除く)
目標達成のための取り組み	市町村、専門職、家庭裁判所等との連携を深め、市民後見人受任事案を市町村長申立ての他、親族や本人申立てにも拡大する。	

○地域福祉スーパーバイズ事業(権利擁護相談)【新】

	現在の取り組み状況 (H28年度)	H31年度目標
専門相談件数	27件	50件
電話相談件数	558件	600件
目標達成のための取り組み	市町村職員等対象の権利擁護に関する研修会、ケース検討会を開催する等、様々な機会を活用して利用促進を図る。	

② 人権問題や新たな福祉動向に関する研修・啓発 [※企画・提案・先導]

全ての人の権利が尊重され、地域で安心して暮らし続けることのできる社会の構築をめざし、障がい者の福祉の向上に向けては障がい者団体の参画による「障害者福祉部会」によるセミナーの実施等、各種啓発を行う。また、ハンセン病問題講演会実行委員会に参画しハンセン病問題に関する周知・啓発に努め、他の人権問題に関わる取り組みにも積極的に参画することにより、全ての人の権利が守られる社会の構築をめざす。

③大阪府社会福祉施設人権活動推進協議会の推進 [※人材養成・人づくり]

福祉事業に携わる職員の人権意識を高めるための研修等を行う人権活動推進協議会において、引き続き協議会に参加していない法人への参加呼びかけを行うとともに、社会福祉法人職員に対する各種人権研修等の取り組みを行いさらなる人権意識の向上をめざす。

【重点方針Ⅱ】 地域におけるネットワークの強化
[推進方策] 1. ネットワークの強化支援 2. 災害にも強いまちづくりの推進

Ⅱ-1 ネットワークの強化支援

《現状と課題》

- 小地域ネットワーク活動やCSW 配置事業の推進、要配慮者に対する見守り活動、当事者団体の組織化など、地域における福祉課題に対応するために実施される各市町村社協や民生委員児童委員協議会における取り組みを支援してきた。
- 社会経済状況の変化や地域社会及び家族関係の変容の中で、社会的孤立の問題、子どもの貧困、地域のつながりの希薄化、社会的排除の課題など、公的なサービスでは十分に対応できない生活課題が増幅し、あらためて地域住民、福祉関係者、ボランティア、NPO、企業など、さまざまな組織や団体等と協働して地域の福祉力を向上させる仕組みづくりが求められている。
- また、改正介護保険法の施行により、「地域包括ケアシステム」の構築に向け、生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置、生活支援・介護予防サービスの充実や地域住民の主体的参加や地域づくりが重要視されている。

《平成 31 年度到達目標》

- 引き続き地域における小地域ネットワーク活動や民生委員児童委員活動の推進を図るとともに、市町村社協と社会福祉法人（福祉施設）等との連携強化を進めるなど、地域における各関係機関のネットワークの強化を支援し、複雑多様な地域課題により効果的に対応できる支援体制を構築する。

《具体的取り組み》

① 地域貢献委員会（施設連絡会）活動の推進 [※府域での組織化・普遍化]

複雑多様化する地域課題に的確に対応するためには、地域において市町村社協が中心になり、管内社会福祉法人等との連携を強化し、お互いの特徴を生かし合いながらそれぞれの地域ニーズに応じた取り組みを開発し推進していくことが求められる。府内各市町村における地域貢献委員会（施設連絡会）の組織化をより一層促進するとともに、大阪しあわせネットワークとの連携を図るなど社協と施設の連携による活動の充実を図る。

○地域貢献委員会設置社協数

地域貢献委員会を設置する市町村社協数（政令市を除く）	H26年度末の取り組み状況	現在の取り組み状況（H29年8月）	当初H29年度目標	見直し後H29年度目標	H31年度目標
	24 市町村	31 市町村	全市町村	35 市町村	全市町村
目標達成のための取り組み	市町村社協連合会の重点事業に位置付け、設置促進を図る。地域貢献委員会（施設連絡会）の実践交流会を実施し、活動内容の充実と設置促進を図る。				

② 小地域ネットワーク活動等地域福祉の推進 [※企画・提案・先導]

社会的孤立や新たな貧困等の地域課題に対応するためには、これまで大阪において全国に先駆けて築いてきた小地域ネットワーク活動や校区福祉委員会活動の充実と、CSW 機能との連携強化が必要である。また、各市町村社協が地域におけるプラットフォーム機能を活かしながら民生委員児童委員協議会や社会福祉法人（福祉施設）をはじめ、企業やNPO、ボランティア等様々な活動主体との協働による実践を創出できるよう支援する。

③ 民生委員児童委員活動の推進支援

[※福祉の魅力発信、人材養成・人づくり、企画・提案・先導]

児童虐待の問題から高齢者支援、災害時の要援護者支援など、民生委員・児童委員に期待される職務範囲は広がっていく一方で、民生委員・児童委員のなり手不足や行政や関係機関等との役割分担、民生委員・児童委員の負担軽減等が課題となっている。こうした状況に対応するため、府民生委員児童委員協議会連合会と連携を図り、民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりに取り組む。また、府民の誰もが民生委員・児童委員の存在を知ってもらえるような環境を目指してやりがいや活動の魅力発信を含め広報活動等を強化する。

Ⅱ-2 災害にも強いまちづくりの推進

《現状と課題》

- これまで、東日本大震災をはじめとする地震や水害等の災害に際し、被災地の生活復旧・復興に向けた取り組みを支援してきた。
- 近年、集中豪雨に伴う水害や土砂災害等、様々な災害が頻発するようになり、また将来、南海トラフ巨大地震の発生が想定されるなか、府域全体の地域防災力の向上が求められている。

《平成 31 年度到達目標》

- 南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備え、大阪府危機管理室との関係強化をはじめ、近畿ブロック府県・指定都市社協並びに大阪府市町村社協連合会とのさらなる連携に努めるとともに、関係機関やNPO、ボランティアグループ、社会福祉施設、企業等との“顔の見える関係”づくりを推進する。
- 局地的な災害への備えとして、地域における「共助」の仕組みづくりやネットワークづくりの支援を行い、府域全体の「防災・減災のまちづくり」を総合的にバックアップする。

《具体的取り組み》

① 災害時支援体制の整備 [※人材養成・人づくり/企画・提案・先導]

大阪府危機管理室が主管する災害対策訓練への参加や、災害ボランティアセンターの運営支援者の養成とスキルアップを進めるとともに、発災時の迅速な支援のためには「平時からの活動やつながり」が重要であるため、常設の「災害ボランティアセンター」の設置を府に働きかける。

また、大規模災害時を想定した、災害支援に取り組む諸団体との府域協働ネットワークを構築する。さらに、地域における災害支援・ボランティア活動拠点にかかわる各種支援や、民生委員児童委員活動・小地域ネットワーク活動との連携、地域協働ネットワークづくりの

支援体制づくりを行うとともに、地域の社会福祉法人（福祉施設）と連携した要配慮者のための支援を行う。

e コミュニティ・プラットフォーム（e コミ）※を活用し、防災力向上と小地域福祉活動の活性化を図る。府内市町村社協間の情報連携のためのポータルサイト、災害 VC 運営支援キット、マップ機能により、災害時の円滑な情報収集・共有・発信のほか、平時の見守り活動や要配慮者支援にも活用していく。

○（災害時）運営支援者養成研修 受講者数 【新】

		現在の取り組み状況 (H28 年度末)	H31 年度目標
運営支援者養成 研修 受講者数	府社協	11 人	17 人
	市町村社協	32 人	56 人
目標達成のため の取り組み	市町村社協連合会の災害時支援事業として、また、近畿ブロック社協の災害 VC 運営支援者研修に位置付けて実施していく。		

※e コミュニティ・プラットフォーム

災害時や平時の見守り活動などでの情報連携を円滑にするための ICT (情報通信技術) ツール。

【重点方針Ⅲ】

地域での生活を支える福祉基盤の強化を目指して

[推進方策]

1. 福祉人材の確保と養成
2. 福祉活動の広がり支援
3. 福祉サービスの充実

Ⅲ－1 福祉人材の確保と養成

《現状と課題》

- 超高齢社会の進展や保育待機者解消に向けた動き等、福祉現場を担う人材不足は深刻な問題であり、人材確保と職員の資質の向上が重要である。
- 福祉現場で不足する介護人材を確保するためには、福祉への進学・就職を志す若者を増やすこと、有資格・経験者を介護業界に呼び戻すこと、無資格・未経験者の参入を促進すること、他業界への流出を減らすこと等を複合的に取り組むことが必要である。
- また、職員の定着や、職員全体のスキルアップ、とりわけリーダー層の養成は重要であるとの認識は施設間でも共通しているが、現場の人手不足に伴い、研修受講自体が困難な施設・事業所が増えてきている。
- 一方、障がい分野や児童養護施設職員等の処遇改善の要件として、研修の実施又は研修の機会の確保が含まれていることや、保育の処遇改善のためのキャリアアップ研修の実施プログラムが国から示されるという状況のなか、現場のニーズに合った研修プログラムの実施や人材養成・定着につながるような支援が必要である。

《平成 31 年度到達目標》

- 福祉現場における質の高い人材の確保に向けて、福祉現場職員のキャリアアップにつながる各種研修事業を実施するとともに、次世代に対し福祉職場に関心を持ってもらうための取り組みを通し、福祉の仕事に対するイメージアップと、福祉の専門職としての社会的地位の引き上げにつなげる。また、潜在的有資格者の職場復帰支援事業の充実を図る。
- 施設や事業所の人材確保・定着と養成とが一体的に繋がるよう、そのあり方についての研修の実施及び方策について、施設・事業所に対して提案する。
- 外国人の福祉専門職や潜在的有資格者の職場復帰支援による新たな人材確保を図る。
- スキルアップ研修の受講促進により、福祉サービスの質の向上（利用者・家族からの高い評価）と、働きやすい職場環境づくりの推進により人材定着につなげる。

《具体的取り組み》

① 福祉現場における人材確保と定着支援 **〔※福祉の魅力発信、企画・提案・先導〕**

福祉・介護サービスに対するニーズが急増する中、福祉人材の確保と定着は喫緊の課題であり、人材確保に向けたセミナーや就職説明会の開催とともに、人材定着のための各種研修を実施する。

とりわけ、潜在的有資格者や次世代の就職志望者の掘り起しをはじめ、福祉・介護分野における仕事のやりがい・魅力の発信や介護福祉士等修学資金貸付の実施など、福祉専門職養成施設との連携のもと人材確保への取り組みの強化を図る。

ニーズに応じた参加しやすい研修プログラムや、現場の人材養成に活かせるような研修体系の開発、また、受講後の組織へのフォローアップ支援により離職防止につなげる。

○福祉の人材確保と定着支援【新】

	現在の取り組み状況	H31年度目標
春フェアに来場する大学生の人数	408人 (H29年3月)	500人 (H32年3月) ※H27年度503名
福祉の就職フェア来場者数	1,497人 (H28年度春・H29年度夏)	2,000人 (H30年度春・H31年度夏)
就活応援セミナー参加者数	202人 (H28年度春・H29年度夏)	350人 (H30年度春・H31年度夏)
高校生対象・介護のしごと魅力発信事業実施校数	—	30校
一般校（大学・短大等）のガイダンス実施数	11校 (H28年度)	20校
児童福祉施設の人材確保講座参加者の就職者数	児童福祉施設に就職した割合：H28年度11人	31年単年度 15人 5年間累計 50人
目標達成のための取り組み	介護分野に進学する若年層の経済的支援（修学資金）を行うとともに、介護に興味を持つための啓発を行う。介護従事者として中高年層が活躍できるような実践事例の紹介と事業所とのマッチングに努める。	

② 質の高い福祉人材の養成と定着支援 [※人材養成・人づくり、企画・提案・先導]

多様化する福祉現場の課題やサービスに対応できる福祉専門職の育成のため、専門的知識、スキルの習得及び向上を図る。また民生委員児童委員や福祉委員、関係機関とともに、地域のあらゆる課題、ニーズにも応えることのできる福祉人材養成を支援する。

さらには、福祉現場の職員ひとりひとりがキャリアビジョンを描き、豊かな人生設計ができるようなキャリア形成支援と、働きやすい職場づくりに向けた組織支援のための研修を強化する。

加えて、アウトリーチ型研修の実施（企画支援・情報提供）により、地域特性や施設種別毎の専門性を生かした研修の支援を行う。

○研修受講の理解・活用度【新】

	現在の取り組み状況	平成 31 年度目標
研修受講理解度平均点 (1～5の平均点)	平均 3.5 点	平均 4.0 点
研修受講活用度平均点 (1～5の平均点)	平均 3.4 点	平均 4.0 点
目標達成のための取り組み	福祉を巡る情勢や、現場のニーズに合った研修プログラムの開発・提供と、受講者の理解を促進し、実践に役立つような研修運営の工夫、適切な講師の起用に努める。	

※委託研修・補助研修・自主研修におけるアンケート結果からの平均点

Ⅲ-2 福祉活動の広がり支援

《現状と課題》

- 地域におけるつながり・支えあい機能の弱まり、活動者の高齢化、地縁組織等の担い手不足が深刻化している。地域の福祉力向上に向けては、住民による福祉活動への参画が重要であり、福祉課題への気づき、学びの場づくりが求められている。
- また、民間企業の CSR の一環として行われる寄付等について、福祉施設、市町村社協等とのマッチングを図るほか、基金を創設して児童養護施設入所児の大学進学等への支援を行うなど、福祉課題に対応した有効な活用につなげてきた。
- 民間企業も地域福祉を担う貴重なパートナーであり、地域課題の解決に向けてはさらなる連携強化が求められる。現在、賛助会員として参画している企業や団体は 107 団体で、さらなる民間企業とのつながりや広がりが必要である。

《平成 31 年度到達目標》

- 子どもを含め多くの住民が福祉に対する理解を深め関わりが持てるよう、多種多様なボランティア活動の推進、学校や地域における福祉教育のより一層の展開を図る。
- ボランティアグループの活動支援や活性化促進を図り、社会的な意義・役割を広く社会へ発信する。
- 民間企業の取り組みがより効果的に地域課題の解決につながるよう、民間企業からの寄付等の新規開拓や有効活用を実施し、新たな連携体制のあり方を検討する。
- 個人や地元の商店、民間企業まで、幅広く地域福祉のパートナーシップを築いていく。

《具体的取り組み》

① 福祉教育・ボランティア学習の推進 [※人材養成・人づくり]

夏のボランティア体験プログラムや介護等体験の調整事業等により、大人や学生、子どもボランティア活動や福祉に対する関心を高めるとともに、市町村社協ボランティアセンターの取り組みを支援する。その推進にあたっては、教育委員会や学校との連携、地域の関係機関・社会資源・当事者との協働を図る。

また、各種助成金の活用や情報提供、地域におけるボランティアリーダーの育成・相互交流・研鑽などを通じて、ボランティアグループ、ボランティア連絡会を支援する。

② 民間企業との連携強化による福祉文化、寄付文化の醸成

[※企画・提案・先導、人材養成・人づくり]

民間企業において実施されている社会への貢献活動と連携し、民間企業からの寄付による児童養護施設入所児に対する大学進学応援や福祉活動等に対する寄贈等の取り組みをより一層活性化させ、地域福祉の推進に向けて有効につなげていく。

地域貢献に取り組む民間企業の活動が地域課題の解決に向けてより有効に効果的に行われるよう、例えば生活困窮者に対する就労支援への協力依頼など民間企業との新たな連携のあり方について検討を進める。

子どもの貧困や孤食・防災・買い物難民、障がい者雇用など、福祉をめぐる課題は多岐にわたっており、こうしたテーマについて多様な民間企業から共感を得て、府社協と民間企業で活動の連携を図っていく。このため、理念や活動への共感を生む府社協のミッションを明確化し、賛助会員を拡大するとともに、ファンドレイジング担当者の配置や、研修の受講促進も図っていく。

○多様な企業・団体等との連携、寄付文化の醸成 【新】

	現在の取り組み状況 (H29年8月)	平成31年度目標
賛助会員数(個人・団体)	107	115
ファンドレイジング※ 担当者の配置	配置なし	複数人配置
府社協への寄付件数	49件 (H28年度実績)	50件以上
目標達成のための取り組み	福祉の魅力を伝えるパンフレットや広報紙を作成する。ファンドレイジング担当者を中心に賛助会員の特典の再検討や寄付の開拓等を行う。	

※ファンドレイジング

一般的には、資金調達を意味し、活動のための資金を個人や企業、行政などから集める行為の総称を指す。ここでは単に資金調達のためではなく、社会的課題の解決を目的とする。事業を通じて明らかとなった社会的課題の解決に向けて、最適な解決方法の検討やそのための資金獲得(寄付等)、成果の発信等を積極的に行っていくもの。こうした事業展開を通じて寄付文化の醸成を図っていくことをねらいとしている。

③ 情報収集と発信力の強化 ～頼られる社協になるために～【新】【※福祉の魅力発信】

国や府の政策動向等を積極的に情報収集し、広域社協としての機能を生かして府内の福祉関係者へ常にタイムリーな情報を届ける。また、ネットワーク機能を生かして府内における先駆的な福祉活動の取り組み事例等を収集・紹介し、府域全体での取り組みの活性化を図る。さらには、福祉の仕事やボランティア活動の魅力についても積極的に発信し、福祉の担い手のすそ野拡大をめざす。

○広報機能の充実・強化【新】

		現在の取り組み状況 (H29 年度)	H30 年度	H31 年度
広報紙 「福祉おおさか」 の発行	回数/部数	年 12 回/15,000 部	年 11 回 (うち 1 回は合併号で部数増)	* H30 年度の実施状況を評価して検討
ホームページ等 での情報発信		随時更新	新しい発信方法の検討	
目標達成のための 取り組み	カラー刷りで字や写真のサイズを大きくし、QRコードで読み込み可能にするなど紙面改革を行い、購読対象者の拡大を図る。			

Ⅲ-3 福祉サービスの充実

《現状と課題》

- これまでより、福祉課題の解決に向け、福祉サービスの提供を行う社会福祉法人（福祉施設）等の運営を支援してきた。
- しかし、福祉サービスを必要とする要援護者のニーズはますます複雑多様化しており、それらニーズに応じたよりきめ細かな福祉サービスの創造、提供を支援すると共に、援護を要する人たちがそれら福祉サービスをより利用しやすい仕組みづくりが求められている。

《平成 31 年度到達目標》

- 地域住民が安心して福祉サービスを利用できるよう社会福祉法人（福祉施設）等の役割の強化や運営の支援を行うことにより、地域ニーズにより有効に対応した福祉サービスの質の向上を図る。
- また、年間 100 件以上の社会福祉施設に対し、運営体制や提供するサービス内容を評価し、施設が自ら質の向上を図ることができるよう支援するとともに、利用者の選択に資するような公表、福祉サービスに対して意見の言える仕組みづくりについてより一層の充実を図る。

《具体的取り組み》

① 社会福祉法人（福祉施設）等の機能強化と運営支援 【※企画・提案・先導】

社会福祉法人のあり方が問われる中、地域における生活課題に対し、制度内また制度外を問わず必要とされる福祉サービスが適切に提供されるよう、各施設種別部会との連携をより一層深めることにより、社会福祉法人（福祉施設）、事業所が有する機能を更に強化していくための取り組みを支援していく。

② 福祉サービス第三者評価事業等の推進 [※企画・提案・先導]

社会福祉法人には、提供されるサービスのさらなる質の向上と地域に対する公益的事業の実施、また組織運営の透明化が求められている。社会福祉法人（福祉施設）等による質の向上をめざす取り組みを支援し、その内容を利用者等に公表する第三者評価事業の推進、情報公表事業等の適正な運営を図る。また、社会福祉施設長や職員OB、行政機関OBが第三者評価調査者として活躍するモデルのスタンダード化を図る。

③ 福祉サービスにおける苦情解決事業の推進 [※相談・支援、府域での普遍化]

苦情件数は年々増加しており、特に障がい者分野における苦情申請の件数が増加している。また、相談の内容も対応が困難であり、解決までに長期の時間を要するケースも増えている。今後は、関係機関との連携強化を図りながら、施設現場での第三者委員の設置促進など事業者における苦情解決機能の拡充を促進する。

第4章 計画の推進体制

本計画を確実に推進していくため、以下のとおり、法人組織の基盤を整備しつつ、大阪府をはじめ、市町村社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、社会福祉施設、民間企業等、多種多様な関係機関との連携を図りながら、事業展開を進めていくものとする。

1. 安定的な法人運営並びに法人基盤の強化

(1) 人材養成と職場環境の整備

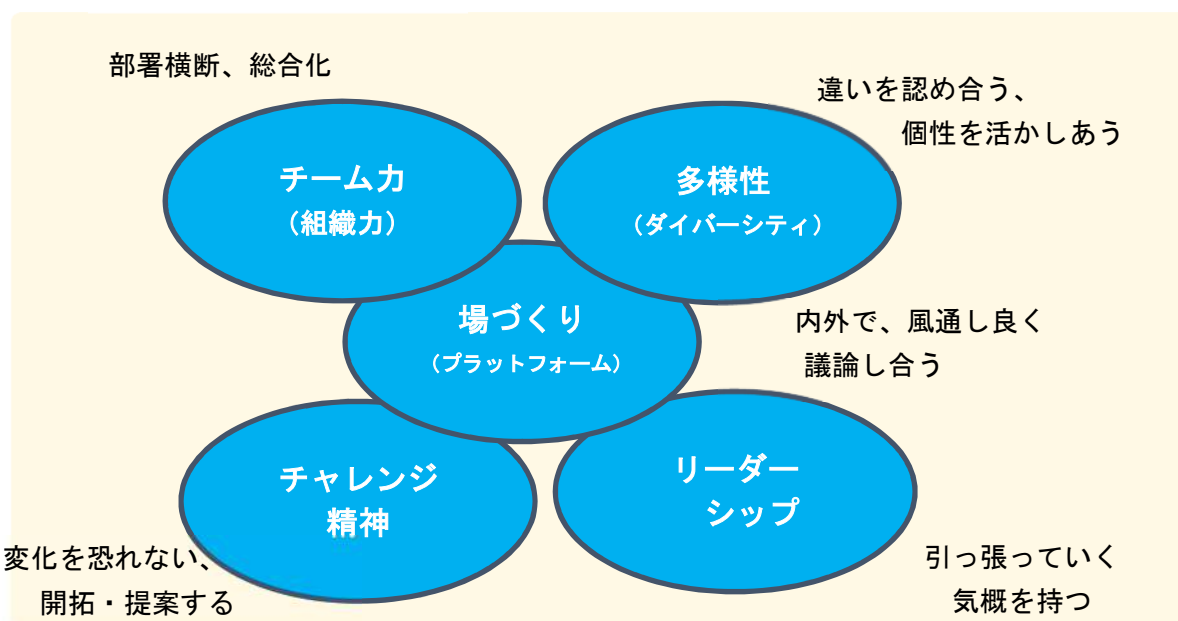
安定的、継続的な法人運営をめざし、業務量に見合った適正な人員配置とその業務を的確に遂行するための人材養成を図るとともに、職員がやりがいをもって働き続けることのできる職場環境の整備を進める。

平成28年度からは、自由闊達な意見交換が行われる職場環境づくりと、法人・業務課題を議論することで組織の活性化をめざす「職員円卓会議」をスタートさせた。

平成29年度には「府社協基盤強化検討プロジェクト」を設置し、持続可能で頼られる法人運営について検討を行った。

さらに、見直しの議論で職員から出た意見をふまえ、改めて府社協職員に求められる姿勢を定めた。（下図のとおり）

《府社協職員に求められる姿勢》



(2) 財源の安定化

府からの補助・委託費が年々減少傾向にある中、府社協が取り組むべき事業を着実に実行していくため、安定的な財源の確保を図るとともに、無駄の排除、支出の抑制についても推進していく。

(3) 部署間を横断した事業展開【新】

課題に対し組織としてのチーム力を発揮できるよう、部署間の連携機能を強化する。このため、H30年度より、例えば、生活困窮者自立支援事業、大阪しあわせネットワーク

事業、生活福祉資金事業などを通じて、地域での総合的な相談支援について検討するなど、部署横断チーム会議を柔軟に編成し、情報共有や事例の分析等を行う。

《当面の基盤強化策》

- ・すべての職員が働きやすくやりがいのある職場づくり、効率的・効果的な職場づくりを進める。
⇒H31年度より、5年以上継続雇用した職員の無期転換をすすめ、嘱託職員に賞与を支給する。
⇒H30年度中に、持続的・安定的な財政基盤の確立を目指し、事業及び職員体制の再構築等を含めた「**中期的財政基盤確立計画**」を策定する。
- ・指導Cの維持（目標：2041年）に向けた、大規模修繕をH31年度に行う。
- ・基金事業を府社協事業の重要な柱のひとつとして位置づけ、基金再編や積極的な成果の発信に努める。

《中期的財政基盤確立計画策定におけるH30年度の具体的な検討課題》

- ・組織体制の再編
例) *嘱託職員のあり方 *事務局機構・体制のあり方 *福祉と共生のまちづくり推進会議のあり方 等
- ・職員研修体系の再編
例) *他機関との人事交流等
- ・事務事業の効率的・効果的な実施のあり方
- ・第三者評価事業のあり方
- ・各種部会・委員会等のあり方

2. 計画の進行管理

社会福祉法人制度改革により、平成29年4月から経営組織のガバナンス強化が図られ、役員や理事会・評議員の権限、責任に係る規定が整備された。今後は、これまで以上に役職員が一体となって事業を推進していく必要がある。本計画においても、事務局による進捗管理に加え、執行機関である理事会で毎年度進捗管理を行うものとする。それに伴い、「福祉と共生のまちづくり推進会議」のあり方について検討を行う。

なお、進捗管理にあたっては、第2章の評価軸に照らし、府社協の大事な役割を意識した点検・評価を行うものとする。

《点検・評価方法 -毎年度実施-》

(1) 「具体的取り組み」毎の点検・評価（理由）

(①大いに進んだ ②やや進んだ ③現状維持 ④後退した ⑤事業を廃止した)

+

(2) 平成31年度の数値目標に向けての到達状況



府社協の大事な役割を意識しつつ、目標達成に向けた今後の課題や取り組み、方向性を示す

付章 中間見直しの経過と内容

1 中間見直しの経過

平成 29 年度の中間見直しにあたっては、計画の進捗状況を調査・分析し、今後の地域福祉活動計画の方向と具体的内容を明らかにする「地域福祉活動計画見直し PT」と計画を推進する財政・組織についての課題を明らかにしそれへの対応策を検討する「基盤強化検討 PT」の二つのプロジェクトチームを組織し作業を進めた。

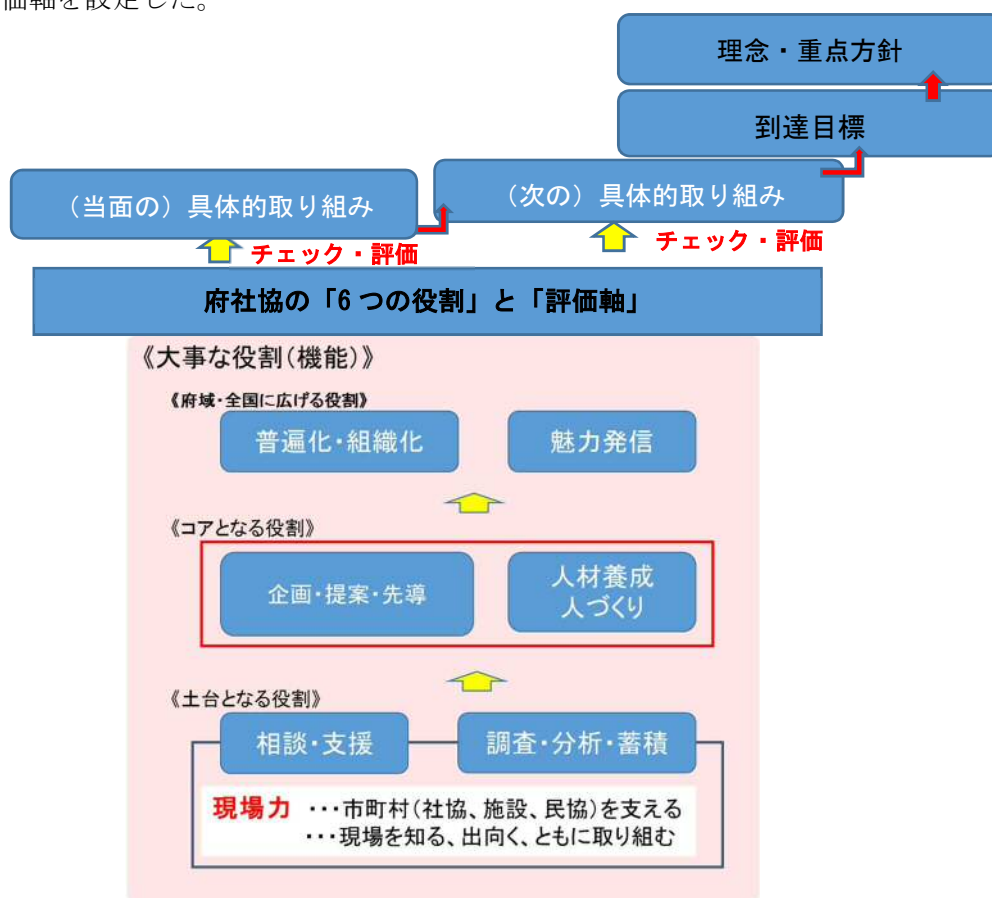
また、見直し作業を通じて府社協の役割や府社協職員に求められる姿勢について役職員間で共有し、組織の活性化につなげられるよう部長会議、職員会議など、組織全体で議論する場を設けた。

2 中間見直しの主な内容

(1) 府社協の役割の明確化と評価軸の設定

現計画の掲げる「理念」と「重点方針」は今日においても引き続き掲げる必要があることを確認した。一方これらは地域福祉に関わる多くの関係者が共有すべきものでもあることから、今回の見直しにあたっては、広域団体としての府社協の役割は何か、また、理念や重点方針を実現するため特に大事にしなければならない機能は何かについて改めて議論し、組織全体で確認・共有することとした。

また現計画に掲げる数値目標について進捗管理を行うとともに、数値目標になじまない事業や取り組みについても府社協の役割に照らしあわせて評価できるよう新たに府社協の役割（機能）ごとに評価軸を設定した。



(2) 評価軸に照らした中間評価と数値目標の見直し

現計画の数値目標の進捗管理を行うとともに、新たに設定した評価軸に照らした中間評価を行い、新たに 23 の数値目標を追加するなどの見直しを行った。

《役割と評価軸に照らした中間評価（取り組み状況や課題、方向性）》

<p>普遍化・組織化</p>	<p>○地域貢献委員会（施設連絡会）の設置率が府内で 3 / 4 を超えるも、全市町村設置に向けた課題がある。</p> <p>H26 年度末に、26/41 (63%) だった設置率も、H29 年 10 月時点で 31/41 (76%) まで伸びた。当初は H29 年度末に全市町村の設置をめざしていたが、中間見直しでは H29 年度目標を 35 市町村に下方修正した。</p> <p>設置が進まない地域には町村域も多く含まれ、「施設数が少ないため十分に連携がとれている」との意見や、都市部でも「すでに施設主導で社協と施設を結ぶネットワークがある」などといった意見もある。</p> <p>H28 年度に福祉施設と地域、社協が連携した実践事例集を発行するとともに、H29 年度からは大阪しあわせネットワークとの連携を視野に入れたモデル事業を実施するなど、取り組みの充実にも注力しており、これらをふまえて、府社協としては引き続き設置促進と取り組みの強化を図り、H31 年度の全市町村展開をめざす。</p> <p>○大阪しあわせネットワークを推進し、種別を横断した GSW 養成や事例検討会など充実させてきている。今後、市町村社協で設置されている地域貢献委員会との連携を進め、社会福祉法人による様々な公益的な取り組みがさらに推進される仕組みを整える必要がある。</p> <p>・H29 年度はモデル事業として 8 社協（地域貢献委員会）のモデル事業を実施している。来年度から正式な連携事業として本年度の取り組みを精査し本格的な事業実施に取り組む。</p> <p>○苦情件数が年々増加し、相談内容も複雑多岐にわたっている。施設現場での第三者委員の設置促進など、事業者における苦情解決機能の拡充が必要である。</p> <p>・H29 年度は大阪府障がい福祉室と連携し、苦情解決第三者委員設置促進のため、指定事業者等集団指導のテキストに設置促進を呼びかけるページを作成するとともに、集団指導時にポスター、リーフレットの配布を行った。</p>
<p>魅力発信</p>	<p>○「福祉おおさか」を毎月発行するも、文字・写真サイズが小さい、購読対象者が福祉関係者に限られている等の課題があり、紙面改革が必要である。</p> <p>・毎月 15,000 部発行。H29 年度から連載コラム『笑顔映かせる人』をスタートさせ、福祉の仕事の魅力を発信している（年 5 回）。一方、同紙では紙面のマンネリ化や文字、写真のサイズが小さいといった課題がある。</p> <p>H30 年度は、高校生や教職員など購読者層の拡大を図るとともに、カラー刷りで文字や写真を大きくし、幅広い世代に「手に取って読んでもらえる」読みやすさを意識した、大胆な紙面改革を行う。</p>

	<p>○福祉・介護ニーズが急増する中、若者の福祉の仕事への関心が低下している。学生にとって、介護が職業選択の一つとなるような仕掛けが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士の専門職としての魅力や、修学資金の情報をまとめたパンフレットを作成した。 ・府内の高校の進路指導の教員に対して修学資金の説明を行うとともに、府内の全中高生と教員（発行部数 54 万部）に手渡し配布される広報ツールに介護福祉士を紹介する広告を掲載した。 ・高校生向けに「出前講座」として 12 のメニューを作成し、校長会等を通じて各高校での実施を提案している。
<p>企画・提案・先導</p>	<p>○府への予算要望は、H29 年度から「施策・予算要望」として施策提案型の働きかけを行った。</p> <p>○日常生活自立支援事業は都道府県社協が実施主体となっているが、安定した事業実施のためには、安定的な財源確保と市町村の役割分担が必要であり、実施体制の見直し等を継続して国に働きかける。</p>
<p>人材養成 人づくり</p>	<p>○地域福祉における担い手不足が深刻化する中、地域の福祉力向上に向けて住民による福祉活動への参加や学校・地域での福祉教育のさらなる展開をめざして、必要な研修等を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「VC 担当者会議」で社協 VC のあり方や防災学習について学ぶ機会をつくとともに、福祉教育をテーマとした「総合的な福祉教育実践研究会」（通年）を開催した。 ・災害時の福祉救援ボランティア支援体制の整備の一環として、「市町村社協災害担当者会議」を開催した。 <p>○民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりを進めるため、さまざまなノウハウの習得や資質向上のための研修を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・読みやすく親しみやすい広報紙を作成するための手法を学ぶ「市町村民児協広報紙研修会」を開催した。 ・「相談援助の研修会」を開催し、対人援助に必要な姿勢や視点、知識等について講義および実践トレーニングを通して学んだ。 <p>○福祉人材の養成に加え、定着支援を強化していく必要があり、スキルアップ研修やフォローアップ研修に取り組んでいく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで、分野別（高齢・障がい・保育・児童・成人）の法人・事業所の役職員や民生児童委員を始めとする地域活動者を対象に、階層別や専門種別等の研修を年間約 100 本実施し、毎年約 5,000 人以上の人材を養成してきた。今後は、処遇加算と連動したスキルアップ研修の構築や外国人の新たな人材養成とともに、受講後のフォローアップなどを行っていく。 <p>○府内 16 市 4 町が市民後見人養成に参画し、約 210 人がバンク登録しているが、府域全域での事業展開をめざして未実施市町村を含め広報・啓発を強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その一環として、市民後見人の活動紹介 DVD 作成を検討する。

<p>相談・支援</p>	<p>○生活困窮者自立支援制度施行3年目の見直し状況や、今後具体化が図られる「我が事・丸ごと」地域共生社会づくりの動きにも留意しながら、総合相談から自立支援までよりきめ細かく対応できる総合相談体制の構築を進める。</p> <p>○支援を必要とする方自身での、福祉サービスの選択・決定をサポートするため、わかりやすい情報発信を意識した広報ツールを作成する。</p> <p>・日常生活自立支援事業では、サービス内容をわかりやすく紹介するパンフレットを作成予定。</p>
<p>調査・分析・蓄積</p>	<p>○さまざまな課題への取り組みや社協機能の充実強化など、地域福祉推進において必要な調査・研究を行っている。</p> <p><平成29年度></p> <p>・地域での活動における個人情報取り扱いについて～個人情報保護法改正に伴う留意点～</p> <p><平成28年度></p> <p>・地域での協働を進めるための実践事例集</p> <p><平成27年度></p> <p>・新たな制度対応に関する社協としての行動指針（平成28年度版） 【大阪府市町村社会福祉協議会連合会】</p> <p><平成26年度></p> <p>・業務研究会報告書 小地域福祉活動の活性化から社協の総合力を「見える化」する</p>

（3）計画の推進体制の見直し

計画を推進する基盤である府社協の財政や組織・人員について改めて検証を行った。その際、前提の課題として、①大阪府社会福祉指導センターの今後の維持管理と建て替えをどのようなタイムスケジュールで行っていくのか、②嘱託職員の勤務条件を今日の社会的要請に照らしてどのように改善していくのか、③正職員、嘱託職員、パート職員等で構成される府社協の組織活力を高めるためどのような職員体制がふさわしいか、ということについて検討を行った。またこれらの課題に対応するためより一層の事務事業の効率化と事業の見直しの必要性があることを再確認し直ちに着手することとした。

3 見直しの主な成果

5ヵ年計画の中間年にあたり、単に内容の時点修正を加えるだけではなく、府社協の発展強化に向けて、情勢の変化をふまえて、いま果たすべき役割を再点検し、役職員が一丸となって全体に渡る改善作業を行った。見直しの主な成果は以下の通りである。

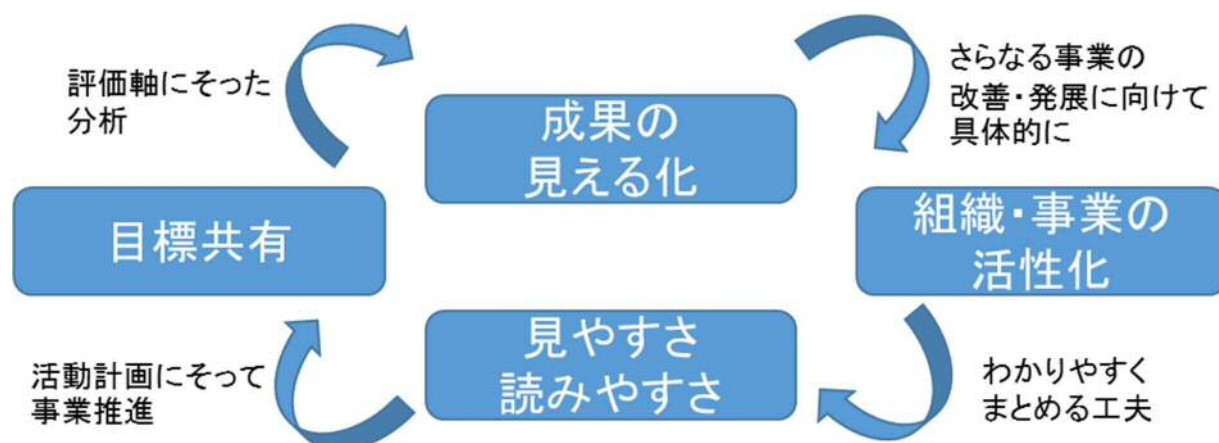
・「見やすさ・読みやすさ」＋「見える化」

イメージ図の挿入や、なるべく簡潔なわかりやすい表記に変更し、業務に生かしやすいよう改善した。また、評価軸の設置や数値目標の新設など、適切な進捗管理や見える化の工夫を行った。

・「目標共有」＋「組織の活性化」

見直し作業を通じて、役職員間で改めて活動計画を一緒に見直し、部署ごとの議論を重ねるなど、理念や重点方針等を共有することができた。さらに、府社協の役割や府社協職員に求められる姿勢について、職員発の前向きな意見を集約して活動計画に新たに盛り込むなど、組織全体の活性化に取り組んだ。

上記の成果のもと、活動計画の後半（平成 30 年度～31 年度）では、府社協が大事にすべき役割を意識した評価を毎年度行い、地域福祉の着実な進展を図っていくこととする。



4 計画の主な修正点

以上の見直しの作業を行った結果、各章について以下の見直しを行った。

《中間見直しの概要》

第 1 章	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画策定の目的、経過等をコンパクトに整理。大阪らしい地域福祉の特色、歴史について詳細資料として掲載した。 ・ 計画策定後の情勢の変化や背景を追記した。
第 2 章	<ul style="list-style-type: none"> ・ 府社協の重点方針をわかりやすく表記した。 ・ 情勢の変化もふまえ、改めて府社協の役割を明確化し、活動計画の適切な進捗管理を行うための評価軸を新たに設定した。
第 3 章	<ul style="list-style-type: none"> ・ エビデンスに基づいた評価、取り組みの進展を見える化するために新たに 23 項目の数値目標を追記した。 ・ 《現状と課題》欄について、見直し時点での修正を行い、コンパクトに整理した。 ・ 【重点方針Ⅲ】で、《具体的取り組み》として新たに「情報収集と発信力の強化」の項目を追記した。
第 4 章	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見直しの議論を踏まえ、府社協職員に求められる姿勢を追記した。 ・ 計画を推進する基盤強化を図るため、府社協の組織体制の今後のあり方を示すとともに、「中期的財政基盤確立計画」の策定に取り組むこととした。
付章	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動計画中間見直しの経過と内容を付章として整理した。

府社協の計画の変遷と主なテーマ

(平成 15 年) 「人権問題検討会報告書」

(平成 16 年～18 年度) 「福祉と人権推進 3 カ年計画」

社会的な援護を要する人々の問題や、排除・摩擦、孤立等の人権問題への取り組みについて、推進課題として明確に位置づける。

(平成 19 年～20 年度) 「福祉と共生のまちづくり推進計画」

組織と人をつなぐ社協、住民に寄り添い支える民児協、地域と共に生きる施設を目標に策定。

(平成 21 年～23 年度) 「福祉と共生のまちづくり推進計画」

安心と安全、支え合いと自立の地域社会を目指して策定。

(平成 24 年～26 年度) 「新 3 カ年計画 (福祉と共生のまちづくり推進計画 2012)」

府社協発の地域福祉推進ビジョンとして位置づけ。

- * 地域社会でのつながり
- * 人権を尊重したまちづくり
- * 新たな福祉文化の創造
- * 多職種との連携

「福祉と共生のまちづくり推進計画 2012」の概要

2002年に府社協「人権問題検討会」を設置し、計画策定に着手したことが出発点となった「福祉と共生のまちづくり推進計画（2009～2011年度）」で

は、その進捗状況を毎年確認しながら取り組んできました。継続して、かつ早急に取り組まねばいけない課題について、下記4つの課題へ整理集約し、「福祉と共生のまちづくり推進会議（市町村社協、民生委員、福祉施設、行政等による委員会）」に諮り、新3カ年計画（2012～2014年度）を策定しました。府社協では、本会のみならず地域福祉を推進する関係団体や行政、企業やNPOなどさまざまな組織・団体等との連携を含めた総合的な地域福祉推進ビジョンとし、皆さんとともに進めていきたいと考えます。

福祉と共生のまちづくり推進計画 2012

Community
(コミュニティ) 地域社会でのつながりを大切にします

地域福祉を推進する関係者が一体となって「社会的孤立・排除」を防止する取り組みを強化していくとともに、日頃から防災活動を通じて、すべての地域住民のつながり・絆を深める取り組みを推進します。

①地域福祉を推進する協働体制づくり (地域貢献委員会設置・強化事業) → p 4
 関連団体: 市町村社協・施設・民児協からNPO・生協などへ拡大
 具体的内容 A. 意義と役割の再確認 (課題の検証/目標の共有化)
 B. 実践メニューの開発・検証 (活動の広がり/内容の充実)

②防災のまちづくりの推進 (災害支援推進事業) → p 12
 関連団体: 市町村社協・施設・民児協・行政他
 具体的内容 A. 災害支援・ボランティア活動拠点としての府社協の役割の明確化
 B. 広域支援計画の策定
 C. ボランティア活動拠点の法的整備と財源確保
 D. 学校や関連団体、企業との連携強化

Human
(ヒューマン) 人権を尊重したまちづくりを目指します

福祉関係者はもちろん、地域住民も含めて権利擁護の考え方、視点を定着させていくことが必要です。

①福祉関係者への人権意識の高揚 (差別と人権に関する啓発事業)
 関連団体: 施設・職能団体
 具体的内容 A. 虐待防止等の人権意識の高揚と具体的な体制づくりのための調査や研修等の実施

②市民を権利侵害から守る (権利擁護推進事業) → p 16
 関連団体: 行政、市町村社協、職能団体
 具体的内容 A. 日常生活自立支援事業の強化
 B. 市民役見人の養成・定着

③福祉職のすそ野を広げる (福祉人材開拓・定着支援事業)
 関連団体: 施設、職能団体
 具体的内容 A. 福祉職希望者の開拓 (中高年・若年・有資格者)
 B. 定着及びスキルアップのための研修の企画
 C. 施設経営者向けの働きやすい職場環境づくり支援

～大府府社協発 地域福祉推進ビジョン (概要)～

Innovation
(イノベーション) 新たな福祉文化 (社会的価値) を創造します

地域福祉セーフティネットの発展に向けて社会福祉法人の公益性の発揮や、障がい者をはじめとしたさまざまな当事者の社会参加、自立支援について実践を通じて明らかにし、国や全社協、府などに対しても政策提言を行います。

①地域福祉セーフティネットの発展と政策提言 (社会福祉法人の公益推進事業) → p 18
 関連団体: 市町村社協・施設・民児協・行政他
 具体的内容 A. 社会貢献事業の全国展開 (普遍化/社会福祉法人全体での取り組み)
 B. 市区町村単位、府域での総合的な取り組みの開発
 C. 調査研究及び新規事業の開拓、政策提言

②研究開発 (研究助成事業)
 関連団体: 市町村社協・施設・民児協・ボランティア・NPO 他
 具体的内容 A. 年度ごとに、助成対象のテーマや助成対象を設定し、研究助成を行う

③地域福祉をすすめる財源づくり (地域福祉をすすめる財源の創出)
 関連団体: 行政、企業、府民
 具体的内容 A. 福祉+αの委託金・補助金等の公的資金の精査、活用 (行政との連携)
 B. ホームページのバナー広告や基金の創設
 C. 民間研究助成金、学術学会の助成金の活用
 D. 新たな発想による、寄付文化の創造 (1%クラブ等)

Scrum
(スクラム) 地域福祉推進のため新しい分野と手を携えます

「協働」をキーワードに、企業等とのネットワークづくりを一層強化することで、福祉文化の醸成を図っていきます。

①多業種との連携の充実 (興業種・多職種協働推進事業) → p 24
 関連団体: 企業・教育・医療・行政等
 具体的内容 A. 企業のCSR活動を福祉分野から支援し、対企業との連携基盤の形成を進めるとともに、社協事業を啓発する
 B. 賛助会員の拡大や研修を通じた財源確保
 C. 行政や市町村社協とともに、企業における障がい者就労への理解を深め、障がい者の雇用促進をめざす
 D. 企業に対し授産活動の理解促進につとめる

詳細資料②

これまでの大阪の地域福祉の状況（大阪らしい地域福祉とは）

地域におけるこれらの福祉課題の解決にあたってはこれまでの福祉制度だけでは不十分であり、住民一人一人の人権を尊重しながら住民自らが考え活動する住民主体の理念のもと、地域における様々な機関・団体が連携して取り組んでいく必要がある。

《大阪の民間社会福祉のあゆみ》

□民間社会事業家による社会事業の実践と民生委員制度のルーツ

大阪では、古くは聖徳太子の時代に四天王寺が建立されたように従前から民間社会事業家により労働者・庶民の生活課題等に対する社会事業の実践が行われてきた。また、貧困者の実態調査や個別救護を実施する先駆的的制度である方面委員制度もここ大阪で創設され、民生委員制度のルーツと言われている。

□小地域ネットワークの展開

新たな福祉課題に積極的に取り組みむ姿勢は、大阪の各地域における近年の取り組みにおいても継承されており、一人暮らし高齢者や障がい(児)者、子育て中の親子等すべての人が安心して生活できるよう、各市町村社協が中心となり民生委員や地域住民の参加と協力によって支え合う小地域ネットワーク活動は、全国に先駆けていち早く府内全市町村内において展開させている。

□災害ボランティアセンターの先駆け的活動

阪神淡路大震災の発災後、大阪の福祉関係者は一早く被災地に駆けつけ、全国から集まるボランティアの受け入れ調整やその活動に対する支援を行うなど「災害ボランティアセンター」の先駆けとなる活動を行った。

□日常生活自立支援事業の前身となる権利擁護事業

意思能力が十分ではない認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者が地域で安心して生活し続けられるよう、日常の金銭管理など権利擁護のための取り組みも、大阪は全国に先駆けて実践し、現在全国で実施されている日常生活自立支援事業につながっている。

□ホームレス支援に着手

平成 12 年、社会福祉基礎構造改革の実施とともに社会的な援護を要する人々の存在が指摘され、社会的排除の問題や貧困等についても地域福祉の課題であるとされたが、その際にも率先してホームレス支援の取り組みに着手し現在に至っている。

□コミュニティソーシャルワーカーの設置

平成 16 年度には、既存の福祉サービスだけでは対応困難な事案の解決に取り組むコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を中学校区等の単位で設置し地域における見守り・発見・つなぎ機能の強化を図る取り組みが大阪において開始され、この CSW の機能は生活困窮者自立支援制度にも生かされている。

□オール大阪の社会福祉法人による社会貢献事業

平成 16 年度から大阪の老人施設部会が中心となって、生活困窮者に対する相談支援と必要に応じた緊急的な経済的援助を行う「社会貢献事業（生活困窮レスキュー事業）」を開始、平成 19 年度には保育部会による「地域貢献事業（スマイルサポーター）」、平成 27 年度からは全ての施設種別部会による「オール大阪の社会福祉法人による社会貢献事業（大阪しあわせネットワーク）」へと拡充が進められ、神奈川県や埼玉県、香川県、大分県などでも同様の事業が実施されるなど、全国的な広がりを見せつつある。

地域福祉を取り巻く現状と課題

今、我国は大きな変動の中にあり地域福祉を取り巻く状況には次のような課題が見受けられる。

①人口減少社会の到来と少子高齢化の急激な進行

□我国の人口は、現在の約1億2700万人から2060年には約8700万人にまで減少が見込まれるという「人口減少社会」に突入している。大阪の人口も既に減少期に入っており、これまでにない人口減少・少子高齢化社会に突入する。

人口の減少は、国内消費の縮小や労働力人口の減少、ひいては税収の減少につながると言われており、特に、団塊世代が後期高齢者となり医療・介護の需要が急増することによる「2025年問題」への対応が急務となっている。

- ・全国の人口は、約1億2800万人（H22）⇒約1億2400万人（H32）に減少すると予想。
- ・大阪の人口は、約887万人（H22）⇒約865万人（H32）に減少すると予想。
 - うち、65歳以上人口割合、22.4%（H22）⇒28.5%（H32）になると予想。
 - 14歳以下人口割合、13.2%（H22）⇒11.6%（H32）になると予想。
- ・認知症高齢者の増大（全国推計）280万人（H22）⇒410万人（H32）と予想。

※日常生活自立度Ⅱ以上

②経済情勢と雇用形態の変容

□経済情勢については個人消費、生産活動ともに回復傾向が見られ、完全失業率も低水準で推移するなど、雇用情勢も着実に改善しつつある。

しかし、雇用形態については、非正規労働者の割合が依然高く、全国平均37.3%に対し大阪府では39.2%となっている。（平成29年1～3月期平均）

こうした中、ワーキングプアや生活困窮者問題が深刻化しており、世代間の貧困の連鎖、子どもの貧困（平成27年における子どもの貧困率は13.9%）といった課題も顕在化している。

③社会的孤立や制度の狭間の広がり

□このような状況の中、地域や家族による「つながり」による要援護者を支える力が弱まっており、要援護者が増加すると共に、新たな貧困や社会的孤立などこれまでの福祉制度だけでは対応できない複雑かつ多様な課題が顕著になってきている。

- ・児童、高齢者、障がい者が虐待を受け、それが発見されにくいリスクの高まり。
- ・これまで「制度の狭間」に置かれてきた生活困窮者に対する支援の強化をめざして、平成27年度から生活困窮者自立支援法が本格実施、国では平成30年度の制度改革に向けて見直し作業がすすめられている。

④社会福祉法人制度改革への対応

□平成29年4月に本格実施された改正社会福祉法では、社会福祉法人制度について経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等の改革が進められ、府社協でも新執行体制下での組織運営がスタートしたところである。また、社会福祉法人に対し「地域にお

ける公益的な取り組みを実施する責務」の規定が創設され、公益性の高い法人として、他の事業主体では困難な福祉ニーズへの対応を図ることが求められている。

⑤福祉・介護人材の不足

□今後ますます増大する要介護者への支援や保育所待機児童の解消を進めていくためには、それら福祉サービスに関わる人材の確保と養成が喫緊の課題となっている。

今般の改正社会福祉法では、福祉人材センターの機能強化や、離職した介護福祉士の届出制度の創設、資格取得のための貸付制度の充実など、福祉人材の確保を促進するための様々な措置が盛り込まれた。

- ・大阪府における要介護（要支援）認定者数、約 43 万 6 千人（H25.8）⇒約 49 万 4 千人（H29.4）
- ・大阪における福祉分野の有効求人倍率は 4.88 で、全国平均の 4.45 よりも高い状況（H29.2 中央福祉人材センター調べ）。

⑥相次ぐ自然災害への対応

□さらに、近年、大地震や大雨等による土砂災害等、甚大な被害をもたらす自然災害が多発しており、社協が災害ボランティアセンターの運営において中核的な役割を果たしている。今後、想定される南海トラフ巨大地震等の大規模災害発生に備え、災害時における要援護者の支援体制づくりや、災害ボランティアセンターの設置・運営における人材養成、平時からの多様な主体とのつながり・協働がますます求められる。

⑦「地域共生社会」の実現に向けた取り組み

□平成 28 年 6 月に「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、制度・分野ごとの『縦割り』や「支えて」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が『丸ごと』つながり自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現が提唱された。

平成 28 年 7 月には「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、3 つのWGにおいて改革実現に向けた具体的な検討が進められている。

□地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部改正案（平成 30 年 4 月施行予定）では、社会福祉法の改正が盛り込まれ、市町村による地域住民と行政等との協働による包括支援体制づくりや、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化などが明記された。